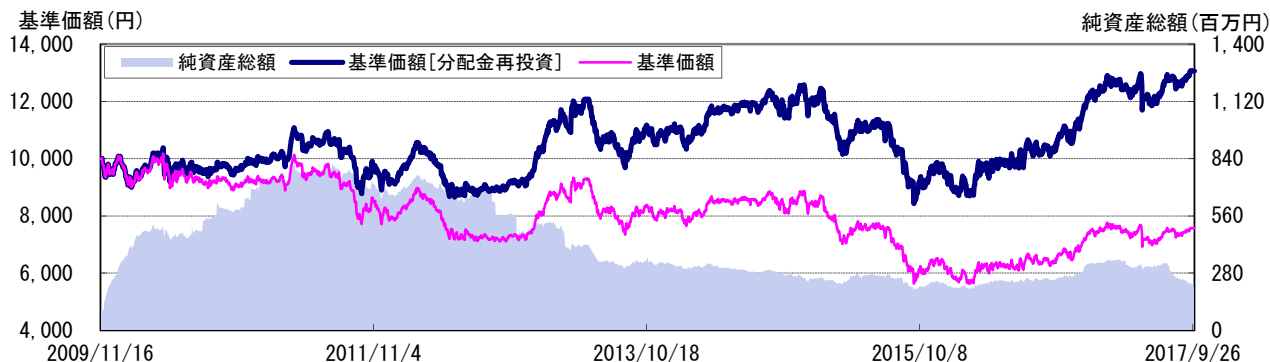


DIAM短期ブラジル債券オープン（毎月分配型）

追加型投信／海外／債券
2017年9月29日基準

運用実績の推移



(設定日：2009年11月17日)

基準価額[分配金再投資]は、税引前の分配金を再投資したものと計算していますので、実際の基準価額とは異なります。

基準価額[分配金再投資] = 前日基準価額[分配金再投資] × (当日基準価額 ÷ 前日基準価額)

(※決算日の当日基準価額は税引前分配金込み)

基準価額は設定日前日を10,000として計算しています。

基準価額は信託報酬控除後です。なお、信託報酬率は「お客様にご負担いただく費用について」をご覧ください。

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。

基準価額・純資産総額

| | |
|-------|---------|
| 基準価額 | 7,571 円 |
| 解約価額 | 7,548 円 |
| 純資産総額 | 213 百万円 |

※基準価額および解約価額は1万口当たり

ポートフォリオ構成

| | |
|--------|---------|
| 実質組入比率 | - |
| 現物組入比率 | - |
| 先物組入比率 | - |
| 現金等比率 | 100.0 % |
| 組入銘柄数 | - |

※比率は純資産総額に対する割合です。

騰落率（税引前分配金再投資）

| 1ヵ月 (2017/08/31) | 3ヵ月 (2017/06/30) | 6ヵ月 (2017/03/31) | 1年 (2016/09/30) | 2年 (2015/09/30) | 3年 (2014/09/30) |
|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 2.43% | 7.48% | 4.67% | 27.17% | 50.75% | 10.52% |

※1 騰落率は、税引前の分配金を再投資したものと計算していますので、実際の投資家利回りとは異なります。

※2 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。

※3 各期間は、基準日から過去に遡っています。

分配金実績（税引前）

| 分配金実績（税引前） | | | | ※直近3年分 | |
|-------------------|------|-------------------|------|-------------------|---------|
| 第58期 (2014.10.14) | 40 円 | 第70期 (2015.10.13) | 40 円 | 第82期 (2016.10.13) | 40 円 |
| 第59期 (2014.11.13) | 40 円 | 第71期 (2015.11.13) | 40 円 | 第83期 (2016.11.14) | 40 円 |
| 第60期 (2014.12.15) | 40 円 | 第72期 (2015.12.14) | 40 円 | 第84期 (2016.12.13) | 40 円 |
| 第61期 (2015.01.13) | 40 円 | 第73期 (2016.01.13) | 40 円 | 第85期 (2017.01.13) | 40 円 |
| 第62期 (2015.02.13) | 40 円 | 第74期 (2016.02.15) | 40 円 | 第86期 (2017.02.13) | 40 円 |
| 第63期 (2015.03.13) | 40 円 | 第75期 (2016.03.14) | 40 円 | 第87期 (2017.03.13) | 40 円 |
| 第64期 (2015.04.13) | 40 円 | 第76期 (2016.04.13) | 40 円 | 第88期 (2017.04.13) | 40 円 |
| 第65期 (2015.05.13) | 40 円 | 第77期 (2016.05.13) | 40 円 | 第89期 (2017.05.15) | 40 円 |
| 第66期 (2015.06.15) | 40 円 | 第78期 (2016.06.13) | 40 円 | 第90期 (2017.06.13) | 40 円 |
| 第67期 (2015.07.13) | 40 円 | 第79期 (2016.07.13) | 40 円 | 第91期 (2017.07.13) | 40 円 |
| 第68期 (2015.08.13) | 40 円 | 第80期 (2016.08.15) | 40 円 | 第92期 (2017.08.14) | 40 円 |
| 第69期 (2015.09.14) | 40 円 | 第81期 (2016.09.13) | 40 円 | 第93期 (2017.09.13) | 40 円 |
| | | | | 設定来累計分配金 | 4,340 円 |

※1 分配金は1万口当たり

※2 上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※3 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

「DIAM短期ブラジル債券オープン（毎月決算型）」は、信託契約を解約し、繰上償還（信託終了）を行います。くわしくは委託会社のホームページに掲載している交付目論見書をご確認ください。

※当資料は5枚ものです。なお、別紙1も併せてご確認ください。
※P.5の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。



アセットマネジメントOne株式会社

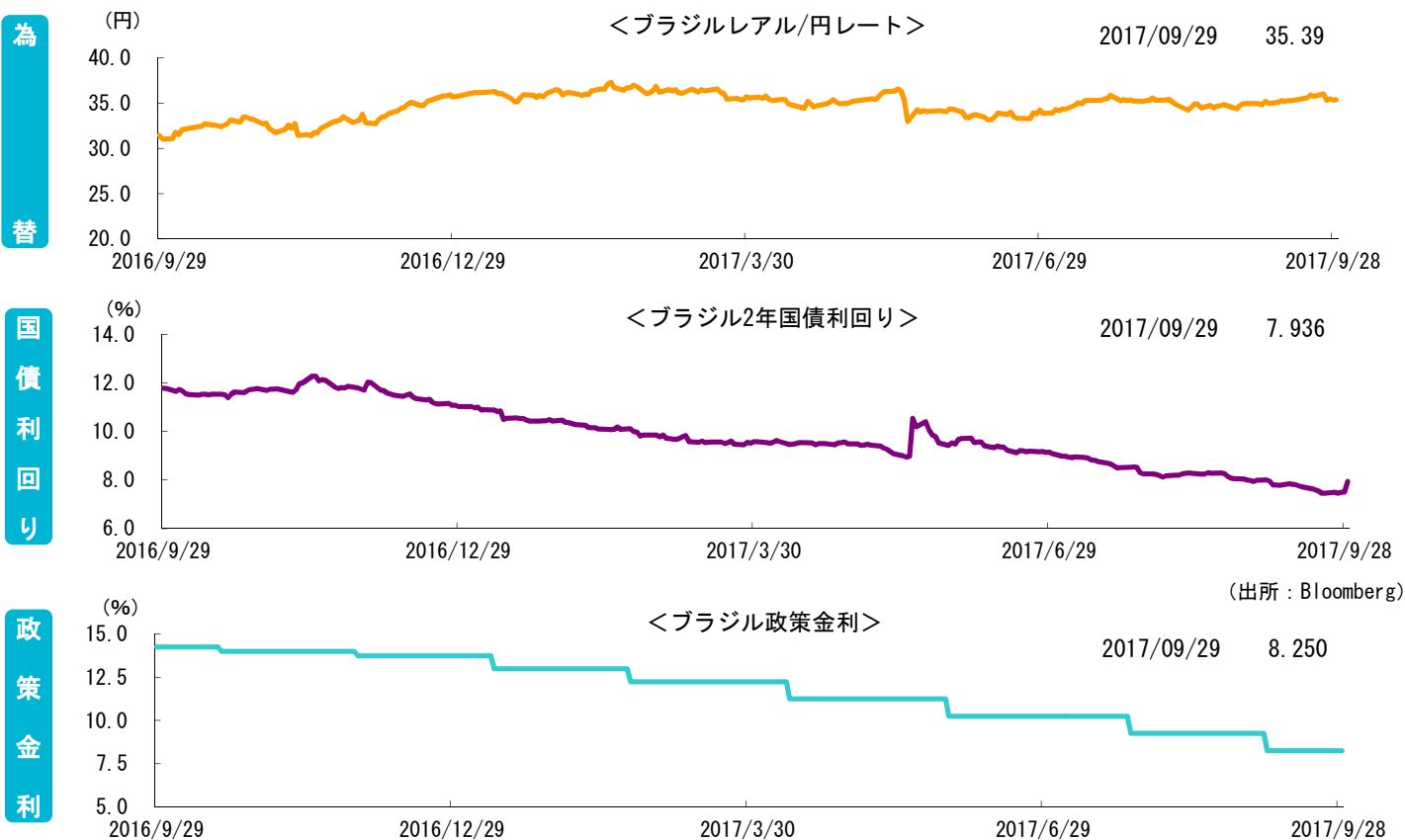
DIAM短期ブラジル債券オープン（毎月分配型）

愛称：毎月サンバ

2017年9月29日基準

■基準日時点において、債券等の有価証券の保有はありません。

マーケット動向（直近1年）



※1 為替レートはTTM（東京の対顧客電信売買相場の仲値）です。

(出所：Bloomberg)

※2 国債利回りについては参照債券の入れ替えなどにより、数値が大きく変動する場合があります。

ファンドマネジャーから皆様へ

・運用経過

9月の基準価額はブラジルリアルが対円で上昇し、保有する短期ゾーンの国債利回りが低下（価格は上昇）したことにより、前月末比で上昇しました。なお、繰上償還の決定に伴い、9月中旬に保有債券を売却し、キャッシュ運用に移行しました。

このたび、償還を迎えるにあたりまして当ファンドへのご愛顧に心より感謝申し上げますとともに、今後とも一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

※上記のマーケット動向と当ファンドの動きは、過去の実績であり将来の運用成果等をお約束するものではありません。

※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、四捨五入して表示しています。

※当資料は5枚ものです。なお、別紙1も併せてご確認ください。

※P.5の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。



アセットマネジメントOne 株式会社

DIAM短期ブラジル債券オープン（毎月分配型）

愛称：毎月サンバ

2017年9月29日基準

ファンドの特色（くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください）

信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

☆ ブラジルリアル建ての国債に投資することにより、安定的なインカムゲインの確保とともに中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行います。

※ 運用指図に関する権限の一部をアセットマネジメント One U.S.A.・インクに委託します。

☆ 短期債券に投資することで、金利変動にともなう価格変動リスクの低減をめざします。

☆ 毎月決算を行い、分配を行うことをめざします。

毎月13日（休業日の場合は翌営業日。）に決算を行い、原則として利子配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等から分配を行います。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※ 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。

分配金が支払われない場合もあります。

☆ 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資リスクと費用（くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください）

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、下記の主な変動要因により、基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。その他の留意点など、くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

- 金利リスク……………金利リスクとは、金利の変動を受けて債券の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。当ファンドは債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。
- 信用リスク……………当ファンドが投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。一般に新興国の債券は、先進国の債券と比較して、利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高いと考えられます。
- 為替リスク……………為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドは、組入外貨建資産について対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けません。このため為替相場が当該組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。
- 流動性リスク……………当ファンドにおいて有価証券等を売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。当ファンドが主に投資するブラジルの市場は、先進国の市場に比べ、資産規模や取引量が少ないため売却時に市場実勢から期待される価格で売却できなかったり、売買取引が困難となることから、価格の値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。
- カントリーリスク……………当ファンドが投資を行う通貨や有価証券等の発行者が属する国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化などが為替市場や債券市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制などの種々な規制の導入や政策の変更等の要因も為替市場や債券市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

当ファンドへの投資に伴う主な費用は購入時手数料、信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「お客様にご負担いただく費用について」および投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

※当資料は5枚ものです。なお、別紙1も併せてご確認ください。

※P.5の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。



アセットマネジメントOne株式会社

DIAM短期ブラジル債券オープン（毎月分配型）

愛称：毎月サンバ

2017年9月29日基準

お申込みメモ（くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください）

| | |
|--------------------|---|
| 購入単位 | 各販売会社が定める単位（当初元本：1口＝1円） |
| 購入価額 | お申込日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 購入代金 | お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。 |
| 換金単位 | 各販売会社が定める単位 |
| 換金価額 | 換金のお申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。 |
| 換金代金 | 原則として換金のお申込日より起算して6営業日目から支払います。 |
| 申込締切時間 | 原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。 （注）購入の申込期間は2017年8月24日までとなります。 |
| 購入・換金不可日 | サンパウロの銀行、またはニューヨークの銀行の休業日に該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。 |
| 信託期間 | 2017年10月13日までです。（設定日：2009年11月17日） |
| 繰上償還 | 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。 ①受益権口数が10億口を下回ることとなった場合。 ②受益者のために有利であると認めるとき。 ③やむを得ない事情が発生したとき。 |
| 決算日 | 原則として毎月13日（休業日の場合は翌営業日） |
| 収益分配 | 年12回、毎決算日に、収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※「分配金受取コース」の場合、決算日から起算して原則として5営業日までにお支払いを開始します。 ※「分配金自動けいぞく投資コース」の場合、税引後、無手数料で自動的に全額が再投資されます。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。 |

お客様にご負担いただく費用について（くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください）

以下の手数料等の合計額等については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。
詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

| | |
|------------------------------|--|
| ●購入時 | |
| 購入時手数料 | 購入価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※くわしくは販売会社にお問い合わせください。 |
| ●換金時 | |
| 換金手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | 換金申込日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。 |
| ●保有期間中（信託財産から間接的にご負担いただきます。） | |
| 運用管理費用（信託報酬） | 信託財産の純資産総額に対して年率1.674%（税抜1.55%）を日々ご負担いただきます。 |
| その他費用・手数料 | 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、監査費用、外国での資産の保管等に要する諸費用等が信託財産から支払われます。 ※海外からのブラジル債券投資について、債券購入時に発生する為替取引に対し、金融取引税*が課せられる場合があります。この場合、追加設定などによりブラジル債券を購入する際にかかる当該税金をファンド全体で負担するため、既存受益者も含めた全受益者が負担することになります。*2017年4月28日現在：税率0% なお、今後税率の見直しがあった場合等には、前記内容が変更になることがあります。 （その他費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。） |

※当資料は5枚ものです。なお、別紙1も併せてご確認ください。
※P.5の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。



アセットマネジメントOne株式会社

DIAM短期ブラジル債券オープン（毎月分配型）

愛称：毎月サンバ

2017年9月29日基準

投資信託ご購入の注意

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料に記載されている運用実績は税引前分配金を再投資したもとのとする基準価額の変化を示したものであり、税金および手数料は計算に含まれておりません。
- 当資料における内容は作成時点(2017年10月11日)のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 当ファンドは、債券等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者にかかる信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。

◆ファンドの関係法人◆

<委託会社>アセットマネジメントOne株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
 加入協会:一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会
 <受託会社>みずほ信託銀行株式会社
 <販売会社>販売会社一覧をご覧ください
 <投資顧問会社>Asset Management One USA Inc.

◆委託会社の照会先◆

アセットマネジメントOne株式会社
 コールセンター 0120-104-694
 (受付時間:営業日の午前9時～午後5時)
 ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。

2017年10月11日現在

| 商号 | 登録番号等 | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 備考 |
|---------------|--------------------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|----|
| 株式会社ジャパンネット銀行 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号 | ○ | | ○ | | |
| カブドットコム証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号 | ○ | | ○ | | |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号 | ○ | | ○ | ○ | |
| 極東証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第65号 | ○ | | | ○ | |
| 静岡東海証券株式会社 | 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第8号 | ○ | | | | |
| 立花証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第110号 | ○ | | ○ | | |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号 | ○ | ○ | ○ | | |
| リテラ・クリア証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第199号 | ○ | | | | |
| 水戸証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号 | ○ | ○ | | | |

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集のお取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)

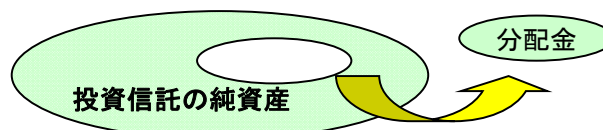
※当資料は5枚ものです。なお、別紙1も併せてご確認ください。



アセットマネジメントOne株式会社

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

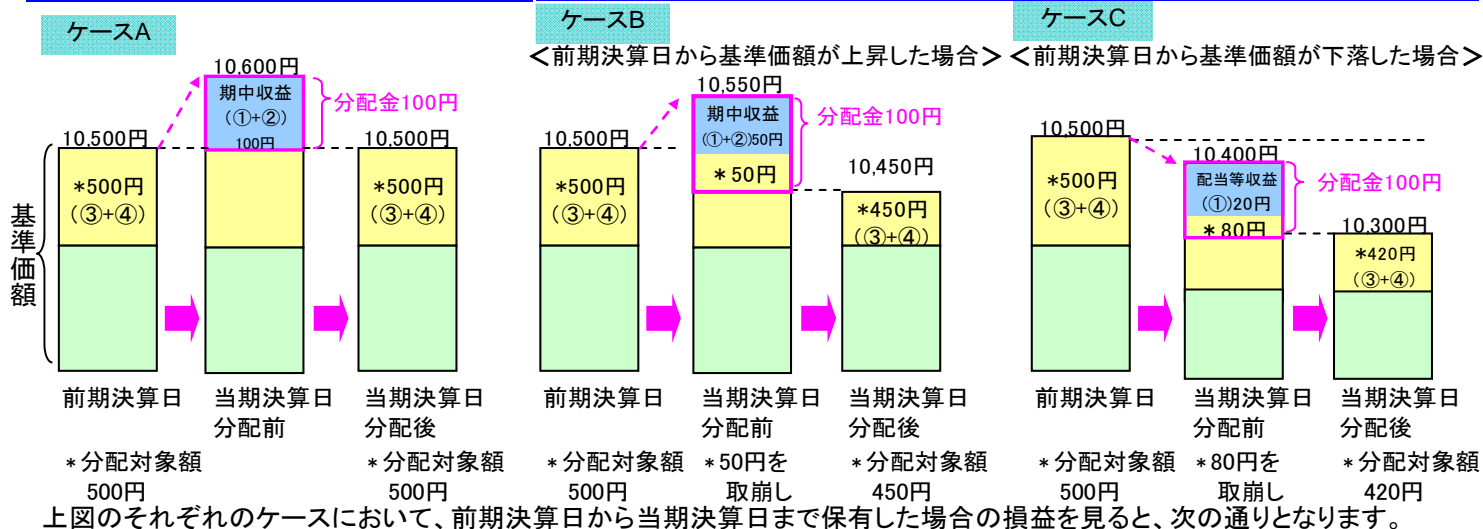
分配金額と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



- ケースA: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円 = 100円
- ケースB: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円 = 50円
- ケースC: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円 = ▲100円

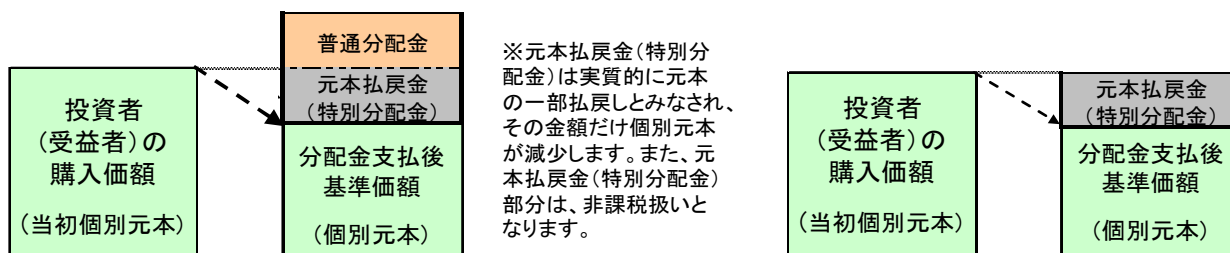
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金) : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。
 (注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。